

## II 指定申請について

### 3 人員配置に係る用語の定義

用語	定義
常勤換算方法	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（※）で除することにより、当該事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p> <p>なお、この算定にあたっては、小数点2位以下を切り捨てるものとする。</p> <div data-bbox="584 635 1261 807" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"><p>例：常勤の従業者が勤務すべき時間数が月 160 時間の場合</p><p>160 時間勤務した者 → 常勤換算 1.0</p><p>80 時間勤務した者 → 常勤換算 0.5</p></div> <p>（※）～1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間帯として明確に位置づけられている時間又は当該サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。</p> <p>なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>

用語	定義
常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（※）に達していることをいう。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。</p> <p>例：常勤の従業者が勤務すべき時間数が月 160 時間の場合、管理者とサービス管理責任者を兼務し、計 160 時間勤務している者等</p> <p>（※）～1 週間に勤務すべき時間数が 3 2 時間を下回る場合は 3 2 時間を基本とする。</p>
非常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していないことをいう。</p> <p>例：常勤の従業者が勤務すべき時間数が月 160 時間の場合、80 時間のみ勤務している者等</p>
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（※）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>（※）～療養介護及び生活介護については、サービスの提供単位ごとの提供時間</p>

用語	定義
前年度の平均値	<p>① 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」は、当該年度前年度（※）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。</p> <p>この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>（※）～毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度のこと。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において1年未満の実績しか無い場合（前年度の実績が全く無い場合を含む。）の利用者の数等は、次により算出して得た数とする。</p> <p>ア 新設又は増床の時点から6月未満の間 →利用定員の90%</p> <p>イ 新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間 →直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数</p> <p>ウ 新設又は増床の時点から1年以上経過している場合 →直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数。</p> <p>これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定する。</p>